

2022 年（令和 4 年）9 月 9 日

保護者 様

高丘小中一貫教育校
明石市立高丘中学校長

新型コロナウイルス感染症患者の療養期間の短縮に関する
本市の対応について（お知らせ）

平素より本校の教育活動に対しまして、あたたかなご理解とご支援を賜っておりますことに感謝申し上げます。

さて、標記の件につきまして、明石市教育委員会事務局教育企画室長より別添「写し」のとおり通知がありました。

国において、新型コロナウイルス感染症患者の療養期間が短縮されたことに伴い、本市においては別添資料のとおり対応することとなりました。

つきましては、別添資料をご参照のうえ、変更点にご留意していただきますようよろしくお願い申し上げます。



明教委企（総）号外
2022年（令和4年）9月8日

各 学 校 長 様

教育委員会事務局教育企画室長

新型コロナウイルス感染症患者の療養期間の短縮に関する
本市の対応について（お知らせ）

国において、新型コロナウイルス感染症患者の療養期間が短縮されたことに伴い、本市においては以下のとおり対応することとします。

記

1 国の主な変更内容（9月7日通知）

(1) 有症状者の療養期間

発症日から10日間であったところ、7日間に短縮されました。（8日目に解除）

(2) 無症状者の療養期間

検体採取日から7日間であったところ、5日目の検査キットによる検査で陰性の場合、療養期間を5日間に短縮することが可能となりました。（6日目に解除）

2 本市における対応（9月9日から適用）

(1) 有症状者の療養期間

発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合には、8日目から解除とします。

ただし、10日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認を行うとともに、感染リスクの高い場所の利用や会食は避けて下さい。

(2) 無症状者の療養期間

検体採取日から7日間を経過した場合には、8日目に療養解除とします。（変更なし）

加えて、5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、6日目に療養解除を可能とします。（検査キットが必要な場合は、個別に下記の担当まで相談して下さい。）

ただし、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認を行うとともに、感染リスクの高い場所の利用や会食は避けて下さい。

(3) 今回の療養期間の見直しについては、この通知時点で療養期間中である職員にも適用します。

※ 本日時点で7日間以上の療養期間が経過している職員など、療養解除の条件を満たしている場合は、9月9日以降は出勤可能となりますので、職免の取り扱いは行いません。

対象となる職員がいる学校については、至急、本人に周知をお願いします。

〔担当〕教育委員会事務局教育企画室総務担当（人事給与）（内線：3461・3462）